

白石市グループウェア更新業務
プロポーザル実施要領

白石市
令和7年7月

1 業務の説明

(1) 目的

この実施要領は「白石市グループウェア更新業務」(以下「本業務」という。)の受託候補事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 業務名称

白石市グループウェア更新業務

(3) 業務内容及び要求仕様

業務内容及び要求仕様は、以下の資料に記載する。

「白石市グループウェア更新業務 業務要件仕様書」

「白石市グループウェア更新業務 提案書作成要領」

「その他補助資料」

(4) 契約期間等

契約期間は、契約締結日から令和12年12月31日までとする。

システム稼働期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日までの60か月間とする。

(5) 業務の場所

白石市役所及び関連施設(総合福祉センター、健康センター、農林振興センター、中央公民館、各幼稚園、及び各保育園等)

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(7) 提案上限額

金22,348,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

ただし、この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。また、提案書作成要領に規定する見積書に記載する合計額は、上記提案上限額を超えてはならないものとする。

2 参加資格等

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、令和7・8年度白石市競争入札参加資格者名簿の「物品の販売・製造、役務の提供」に登録されている者であり、次の要件のすべてを満たすこととする。

① 次の各号のいずれにも該当すること。

ア 白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領(昭和61年告示第32号)に基づく指名停止措置を受けていない者。

イ 白石市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りでない。

② ISO9001、プライバシーマーク及びISMSの各認証を取得していること。

③ 別紙「白石市情報資産管理システム更新業務業務要件仕様書」の内容を確実に遂行でき、安定的かつ健全な経営能力を有していること。

(2) 参加資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失する。

① 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。

② 本手続の期間中に、前条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

③ 辞退届を提出したとき。

3 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

	内 容	期日・期間等
1	公募開始	令和 7年 7月28日(月)
2	質問書の受付期間	令和 7年 7月28日(月)から 令和 7年 8月 8日(金)まで
3	質問書の回答予定日	令和 7年 8月15日(金)
4	参加表明書及び提案書等の提出期限	令和 7年 9月 5日(金)
5	審査日	令和 7年 9月中旬頃 ※参加表明のあった業者へ別途通知します。

6	受託候補事業者の決定及び通知	令和 7年 9月下旬頃
7	見積合わせ及び契約締結	令和 7年10月上旬頃
8	システム稼働開始	令和 8年 1月 1日(木)

4 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問については、別紙様式7「質問書」により E-mail で提出するものとし、電話及び訪問による質問は受け付けないものとする。本市が電子メールを受信した際は、受信を確認した旨の電子メールを返信する。

① 提出期間

令和7年7月28日(月)から令和7年8月8日(金) 午後3時まで

② 提出先

〒989-0292

宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部デジタル推進課 システム管理係

電話 0224-26-8228

E-mail johoh@city.shiroishi.miyagi.jp

メールタイトル 「【白石市グループウェア更新業務】質問書(事業者名)」

事業者名には、事業所の名称(略称可)を記載すること。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和7年8月15日(金)午後5時までに本市ホームページに掲載します。

5 参加申請の手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書

提案書の構成は以下のとおりとする。

- ・ 参加表明書【様式1】
- ・ 秘密保持誓約書【様式2】
- ・ 企業概要【様式3】
- ・ 実績調査票【様式4】
- ・ SLA または SLO 定義書(SLA に係るインセンティブ、ペナルティは設定しない。)
- ・ 業務提案書
- ・ 機能要件回答書

②見積書類等

- ・ 費用見積書【様式5】
- ・ 提案価格内訳書【様式6】

※見積価格には「白石市グループウェア更新業務 業務要件仕様書」、「白石市グループウェア更新業務提案書作成要領」、「機能要件一覧」に記載している事項以外の提案に係る価格を含まないで下さい。

これらの図書に記載されていない機能等を提案する場合(オプション機能等)は、【様式5】費用見積書及び【様式6】提案価格内訳書に含めず、別途参考見積として60か月に係る費用(インシャルコスト・ランニングコスト)を算出し、提出して下さい。

(2) 提出期限

令和7年9月5日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

上記の①提案書は紙媒体で正本1部、副本7部及びそれらを収録した電磁記録媒体(DVD-R)1部を提出すること。

提出は、下記提出先への直接持参とする。持参により提出できる時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 提出先

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部デジタル推進課 システム管理係

電話 0224-26-8228 E-mail joho@city.shiroishi.miyagi.jp

(5) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案事業者の負担とする。

(6) 本市からの疑義照会

提出のあった提案書等の内容について、必要に応じて本市から疑義照会等を行うことができるものとする。

(7) 提案書等の取扱い

- ① 提案書の提出後において、事業者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は認めないものとする。
- ② 提出された提案書等は一切返却しないものとする。
- ③ 提出された提案書等は公開しないものとする。

6 審査(プレゼンテーション審査)

(1) 審査方法

本プロポーザルによる審査及び評価については、「白石市グループウェア更新業務事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行うものとする。

① プレゼンテーション審査

- ・ 選定委員会において、提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、提出された提案書を基に、内容について質疑を行い、提案内容等について評価を行うものとする。
- ・ プレゼンテーション審査は、1者あたり1時間以内(質疑応答の時間を除く。)で行うものとし、出席者は4人以内とする。
- ・ プレゼンテーションに必要となる機材は、本市から指示のない限り、提案事業者にて準備すること。

② 見積価格評価

- ・ 本業務に必要な経費について、妥当性や経済性、他者比較等について評価する。

③ その他

- ・ プレゼンテーション審査について、質疑応答の時間を30分程度設けること。
- ・ 資料表示用のスクリーン(80～100 インチ程度)および HDMI ケーブル(Type A)、電源は本市が準備します。事前に接続の確認を行う場合はご相談ください。

(2) 選定方法

選定委員会においてプレゼンテーション及び見積価格の全ての評価を踏まえた総合的な判断により、受託候補事業者を決定するものとする。また、次点者についても併せて選考する。

選定委員会の委員は、下記表に基づき各自採点を実施して、審査による評価点を算出し、委員全員の評価点の平均を事業者の審査評価点とする。(小数点第2位を四捨五入)

委員による評価の基準は、下記表のとおりとする。

項番	項目	内容	配点
1	プレゼンテーション審査	システム全般に共通する事項	430
		ポータル画面・連携機能に関する事項	
		掲示板機能に関する事項	
		スケジュール管理機能に関する事項	
		メッセージ機能に関する事項	
		施設・公用車・設備予約に関する事項	
		ファイル管理機能に関する事項	
		管理機能に関する事項	
		保守・サポートに関する事項	
審査による評価点			430

価格による評価の基準は、下記表のとおりとする。

項番	項目	内容	配点
1	見積価格評価	配点×全体の最低提案価格÷当該提案額 (小数点第2位を四捨五入)	170
価格による評価点			170

事業者の審査評価点と価格による評価点を合計した値を、事業者の得点とし、第1位の事業者を受託候補事業者、第2位の事業者を次点者とする。

なお、事業者の得点が同点となった場合は、くじ引きにより受託候補事業者及び次点者を決定する。

また、事業者の得点が評価点総点(600点)のうち、見積価格評価の170点を除いた430点満点中の6割に満たない事業者は、受託候補事業者及び次点者として選定しない。

(3) 結果通知

審査結果については、全ての参加事業者(辞退者を除く)に対し書面の郵送により個別に通知する。

また、本市のホームページにおいても公表するものとし、その際は第1位の事業者(受託候補事業者)名及び得点のみを公表する。

(4) 情報の開示

- ① 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。
- ② 審査結果は、自社の順位及び評価点の総点に限り情報の開示を請求することができるものとする。

その場合、所定の情報開示請求書に必要な情報を記載し、令和7年10月10日(金)午後5時までに、下記提出先に提出しなければならない。

本市が情報開示請求を受付けた場合は、書面による郵送により開示するものとする。

【提出先】

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部デジタル推進課 システム管理係

電話 0224-26-8228 E-mail joho@city.shiroishi.miyagi.jp

- ③ 審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

7 契約

受託候補事業者は、提案した提案書及びプレゼンテーション等の内容に基づき、本市と詳細設計及び契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結するものとする。

なお、受託候補事業者との協議において、両者が合意に至らない場合は、次点者との協議

を行うものとする。

契約手続及び契約書は、白石市財務規則の定めるところによるものとする。また、契約締結後において、受託事業者が本要領における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

8 その他留意事項

- (1) 参加事業者は、本業務により直接又は間接的に知り得た情報について、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- (2) 提案書については、参加事業者が無断で本業務以外の用途に使用しないものとするが、選定作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 本要領に記載のない事項については、本市の指示によるものとする。
- (4) 質問書等を電子データにより提出する場合は、パスワード等により暗号化を行うこと。